

狭山市立博物館 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

狭山市立博物館指定管理者 アクティオ・東急コミュニティー共同事業体

■はじめに

狭山市立博物館では狭山市教育委員会からの依頼を受け3月2日(月)～6月30日(火)までの臨時休館を予定していました。しかしながら、5月25日(月)に国から発表された緊急事態宣言の解除および、国は人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することが考えられると示したことから、当館においても営業の早期再開を検討しました。また、開館へ向けての新型コロナウイルス感染防止策について改めて本ガイドラインとして示します。

本ガイドラインは「狭山市公共施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止の基本的なガイドライン(5.20 狭山市)」「狭山市が主催又は共催するイベント等における新型コロナウイルス感染症拡大防止の基本的なガイドライン(7.21 狭山市)」「狭山市会議等の開催における新型コロナウイルス感染症拡大防止の基本的なガイドライン(7.21 狭山市)」、「博物館における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(5.14 公益財団法人日本博物館協会)」の4つ全てのガイドラインを骨子とした狭山市立博物館独自の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインとなっています。

■狭山市立博物館施設のリスク評価

1 接触感染のリスク評価(他者と共有する物品など手が触れる高頻度接触部位(利用者・職員含む)について)

(1) 次亜塩素酸水による消毒を徹底するもの

(椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、自動販売機、蛇口、トイレ、手すり、エレベーターのボタン、スイッチのある展示、車椅子・ベビーカーの貸出機材、傘立て)

(2) 接触するスタッフの手洗い消毒を徹底するもの

(入館チケット、アンケート用紙、カフェ内の食器、調理器具、冷蔵庫などの調理設備、工作室の木工機材、清掃道具、図書、一部の収蔵品、電気のスイッチ、電話、キーボード、レジ)

2 飛沫感染のリスク評価

当館では利用者の頻度から人と人との距離が2m程度維持できるが、展示室など換気が出来ない場所が多いことに留意し、消毒を徹底します。また、室内で大声などを出す場所はありません。

3 集客施設としてのリスク評価

現下の状況にあつて施設の活動を再開した場合、大規模な来館等が見込まれる時期ではありません。また、県境をまたいだ来館も少ないとみており、館全体の入場制限には至らないと考えます。各部屋の収容可能来館者数(収容定員の半数の人数)は、常設展示室は153名、企画展示室は49名、舞い舞いホール32名、1階エントランスロビー98名、カフェ17名、研修講義室25名、会議室10名、体験学習室10名となり、このうち企画展示室、カフェ、研修講義室、会議室、体験学習室については入場制限などの対策が必要です。

4 地域における感染状況のリスク評価

当館が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合、特に、県営狭山稲荷山公園および西武池袋線稲荷山公園駅での感染拡大が発生した場合は、当館での感染拡大リスクが高まると考えられ、対応を強化することが必要となる可能性があります。

■具体的な感染防止策

1 常設展示・企画展示で実施すること

- (1) 企画展示室は40名を越える来館者が一度に展示室に入ることがないように規則を設け、企画展を運営する。展示室への入室待ちの列に関しても、2mごとの待機線を設ける。
- (2) 来館者同士の距離(2mを目安)を確保するよう掲示等で呼びかける。
- (3) 直接手で触れることができる展示物(ハンズオン)は感染リスクが高いことを明示し、職員が管理して消毒を徹底する。
- (4) 展示室内における会話の制限を掲示等で呼びかける。
- (5) 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。
- (6) 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する必要がある。
- (7) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のような対応が求められる。
 - (ア) 速やかに別室へ移し隔離する。
 - (イ) 対応する従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講ずる。
 - (ウ) 救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握する。
 - (エ) 当該者が感染していた時には保健所等との連携の下に、速やかな情報公開等の対策を講ずる。

2 来館者の安全確保のために実施すること

- (1) 来館者に対して氏名及び緊急連絡先、風邪症状の有無等を記載する入館者カードを設け、名簿を作成する。来館者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知し、個人情報適切に取り扱う。
- (2) 受付時に来館者に対し、厚生労働省が外出を控えるべきとする、軽い風邪症状(37.5度以上の発熱又は平熱と比べて1度を超える発熱、のどの痛み、咳、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚異常等の体調不良)の有無について入館者カードを基に確認し、症状がある場合は感染防止の観点から入館をお断りする。また、その旨を入り口及びホームページに掲示する。
- (3) 現在館内5ヶ所に設置しているアルコール消毒液に加え、ウイルスに対して不活性化作用のある次亜塩素酸水の消毒液を増設する。また受付時に来館者へ消毒液の利用について掲示して周知する。
- (4) 来館者に対し、消毒液利用とマスク着用を呼びかける掲示を館内各所に設置する。
- (5) 厚生労働省が発表した濃厚接触の基準“1メートル以内かつ15分以上の接触”に準じ、受付のチケット購入列には2mごとの待機線を設け、来館者がお互い2m以上近づかないように配慮する。
- (6) 車椅子等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、ベビーカーの貸し出しを中止する。
- (7) パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とする。
- (8) 感染者が発生した際には来館者への注意喚起を行える体制として、ホームページ上での感染者発生事実を周知する。

3 従事者の安全確保のために実施すること

- (1) 従事者に対して定期的な検温を促し、特に37.5度以上の発熱又は平熱と比べて1度を超える発熱、が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を

館内で記録する。さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状に該当する場合も、自宅待機とする。

- (2) 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- (3) 従事者から来館者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、館内放送やパネル等による案内を活用する。
- (4) 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションの工夫を継続的に行う。
- (5) 従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

4 施設管理

(1) 館内

- (ア) 館内の清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。特に閉館後、館内の来館者動線について次亜塩素酸水の消毒液による消毒作業を徹底する。
- (イ) 展示室の入口等に行列が生じる場合、2mの間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- (ウ) 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする。特に高頻度接触部位（椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、自動販売機、蛇口、トイレ、手すり、エレベーターのボタン、スイッチのある展示、車椅子の貸出機材、傘立て）に留意する。
- (エ) 展示室、特に展示ケースのガラス面の清掃時における感染防止のため、消毒を徹底する。また、来館者がケースに触れる機会を減らすために、その旨掲示で注意喚起を呼びかける。
- (オ) 清掃やゴミの廃棄を行う者には、マスクや手袋の着用を徹底する。
- (カ) 清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、必ず手洗いを行う。

(2) 窓口

- (ア) 対面で販売を行うため、透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- (イ) チケット窓口に行列ができる場合は、2mの間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。

(3) ロビー、休憩スペース

- (ア) 対面での飲食や会話を回避するよう掲示等で呼びかける。
- (イ) 休憩中に、人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。
- (ウ) 常時換気を行う。
- (エ) テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- (オ) 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

(4) トイレ

- (ア) 不特定多数が接触するため、清掃・消毒をこまめに行う。
- (イ) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

(5) カフェテリアレストラン

- (ア) 対面で販売を行うため、透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- (イ) 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね 2m 以上となるよう座席を配置する。

- (ウ) 混雑時の入場制限を実施する。
- (エ) 施設内の換気を徹底する。
- (オ) 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- (カ) 飲食施設に関わる従業員は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。
- (キ) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- (ク) 物販用の商品は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

5 広報・周知

従事者及び来館者に対して、以下についてホームページ等で周知する。

- (1) 健康状態等による来館自粛の徹底（37.5度以上の発熱又は平熱と比べて1度を超える発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合。さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐がある場合も来館の自粛を要請する。）
- (2) 社会的距離の確保の徹底。
- (3) 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底。
- (4) 本ガイドラインの徹底。

6 博物館における公演等（講座・ワークショップを含む）の開催に際しての具体的対策

施設において、講演会、コンサートやワークショップ等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、以下の措置を講ずる。

(1) 公演等の開催基準

次のいずれかの条件に該当する公演等は、開催できないものとする。

- (ア) 収容定員の半数を超える場合又は参加人数の上限が、国等の定める目安を越える場合。
- (イ) 密閉された空間等で大声を出す場合。
- (ウ) 重症化しやすい方（高齢者、基礎疾患のある者等）や妊婦の方を対象に開催する場合。
- (エ) 博物館長（主催者）が参加者の情報（氏名、連絡先等）を事前に把握できない場合。
- (オ) 飲食物等を提供する場合。
- (カ) 「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避など、下記の「公演等を開催する際の感染防止対策」で示す感染防止対策を講じることができない場合。

(2) 公演等を開催する際の感染防止対策

公演等を開催する場合には、以下の感染防止対策を徹底する。

- (ア) 人と人との距離をできる限り2m程度確保する。
- (イ) 入場時等に検温を実施する。
- (ウ) 参加者の体調管理を徹底し、本人又は同居家族に風邪症状等（37.5度以上の発熱又は平熱と比べて1度を超える発熱、のどの痛み、咳、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚以上等の体調不良）がある場合は参加を認めない。なお、参加費等を徴収する場合は、払い戻し措置等について、あらかじめ規定しておく。
- (エ) 参加者の氏名、連絡先等を把握する。
- (オ) 参加人数については、「3つの密（密集・密接・密閉）」にならないよう配慮する。

- (カ) 開催時間については、できる限り短縮する。
- (キ) 熱中症等の対策が必要な場合、または屋外で人と人の距離を2m以上確保できる場合を除き、原則、マスクを着用する。
- (ク) こまめな消毒や手洗い等、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。
- (ケ) 会場や使用する備品等は、こまめに消毒する。
- (コ) 屋内会場は、30分に1回、5分程度を目安に換気する。
- (サ) 同一空間での滞在時間は、できる限り短縮する。
- (シ) 相互接触の機会（対面での会話機会や近距離の意見交換等）をできる限り減らす。
- (ス) 入退場に時間差を設けるなど、参加者の動線に注意する。
- (セ) ごみは原則として、参加者個人の持ち帰りとする。
- (ソ) 配布物は、必要最低限にする。
- (タ) 公演等を開催する前に、参加者に接触確認アプリをインストールすることを促す。
- (チ) 埼玉県LINEコロナお知らせシステムを積極的に導入するとともに、参加者に対し利用を促す。

(3) その他

- (ア) 公演等の開催の可否については、原則として、狭山市立博物館と社会教育課の協議の上で判断する。
- (イ) 中止や延期を決定した公演等については、博物館ホームページや市公式ホームページやSNS等により、速やかに市民に周知する。
- (ウ) 把握した個人情報については、公演等の参加者が新型コロナウイルス感染症に感染した際に、必要に応じて、その他の参加者に対して連絡を取る場合や保健所等の専門機関に情報提供を行うためのものであることを事前に説明しておく。
- (エ) この基準に則った公演等であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合は、中止又は延期とする。
- (オ) この基準に定めのない事項等については、状況に応じて臨機応変に対応する。

(4) 公演等 事前の対策

- (ア) 事前に把握している範囲で、各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演来場者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- (イ) 公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフに対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- (ウ) 来館前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらう条件を事前に周知する。

(5) 公演等 当日の対策

公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。

- (ア) 体調申告等の衛生管理を実施する。
- (イ) マスク着用及び定期的な手指消毒を奨励する。
- (ウ) 座席は原則として指定席とする。
- (エ) 十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- (オ) 公演等中の公演来場者同士の接触は控えるよう周知する。

- (カ) 公演来場者と接触するような演出(公演来場者をステージにあげる等)は行わないこととする。
- (キ) 場内における会話制限を実施する。
- (6) 公演スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - (ア) 催事の運営に必要な最小限度の人数とする。
 - (イ) マスク着用や手指消毒を徹底する。
 - (ウ) 自宅で検温を行うこととし、37.5度以上の発熱又は平熱と比べて1度を超える発熱、がある場合には自宅待機とする。さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状に該当する場合も、自宅待機とするよう促す。
 - (エ) 公演スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。
 - (オ) 公演スタッフに感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
 - (カ) 公演来場者に対する体調の申告の徹底を行い、以下に該当する者の入館制限を実施する。
 - (a) 来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱又は平熱と比べて1度を超える発熱、があった場合
 - (b) 咳・咽頭痛など、自宅待機を促す症状がある場合
 - (c) 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
 - (キ) 公演等の会場入口に行列が生じる場合、2mを目安に間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
 - (ク) 公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行うため、透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
 - (ケ) 公演等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。
 - (コ) 感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、1(常設展示・展示企画で実施すること)と同様に取り扱う。
 - (サ) 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

7 博物館内での会議等の開催基準(外部団体の会議室・研修講義室利用も含む)

次のいずれかの条件に該当する会議等は、開催できないものとする。

- (1) 会場の収容定員の半数を超える場合又は人と人との距離を2m(最低1m)程度確保できない場合。
- (2) 博物館長が出席者の情報(氏名、連絡先等)を事前に把握できない場合。
- (3) 飲食物等を提供する場合。
- (4) 「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避など、下に示す具体的感染防止対策を講じることができない場合。
 - (ア) 人と人との距離を2m(最低1m)程度確保する。
 - (イ) 入場時等に検温を実施する。
 - (ウ) 出席者の体調管理を徹底し、本人又は同居家族に風邪症状等(37.5度以上の発熱又は平熱と比べて1度を超える発熱、のどの痛み、咳、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚以上等の体調不良)がある場合は出席を認めない。

- (エ) 出席者の氏名、連絡先等を把握する。
 - (オ) 出席者数については、「3つの密（密集・密接・密閉）」にならないよう配慮する。
 - (カ) 開催時間については、できる限り短縮する。
 - (キ) 原則マスクを着用する。
 - (ク) こまめな消毒や手洗い等、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。
 - (ケ) 会場や使用する備品等は、こまめに消毒する。
 - (コ) 会場は、30分に1回、5分程度を目安に換気する。
 - (サ) 相互接触の機会（対面での会話機会や近距離の意見交換等をできる限り減らす。
 - (シ) 入退場に時間差を設けるなど、参加者の動線に注意する。
 - (ス) ごみは原則として、参加者個人の持ち帰りとする。
 - (セ) 配布物は、必要最低限にする。
- (6) その他
- (ア) 延期や中止が可能な会議等は、延期や中止する。ただし、「会議等の開催基準」を満たす場合で、会議等の成果や効果を検証し、早期の開催が望ましいと判断した場合は、十分な感染防止対策を講じた上で開催する。
 - (イ) 把握した個人情報については、会議等の出席者が新型コロナウイルス感染症に感染した際に、必要に応じて、その他の出席者に対して連絡を取る場合や保健所等の専門機関に情報提供を行うためのものであることを事前に説明しておく。
 - (ウ) この基準に則った会議であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合は、会議等を中止又は延期とする。
 - (エ) この基準に定めのない事項等については、状況に応じて臨機応変に対応する。
 - (オ) このガイドラインは令和2年7月28日から適用する。

以上